

阪神水道企業団入札参加意思確認による見積依頼方式試行要綱

(趣旨等)

第1条 本要綱は、入札参加意思確認による見積依頼方式（以下「本方式」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 本方式は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が工事等を発注する際に、公告前において、競争性を把握するとともに、競争入札に参加する意思がある者から見積りの提出を受けることで、透明性を確保することを目的とする。

(試行対象)

第2条 試行対象は、次のいずれかに該当する工事、業務又は物品役務（以下「工事等」という。）のうち、本方式によることが妥当と認められるものとする。

- (1) 修繕工事（建物修理、設備メンテナンス等）
- (2) 設備点検・保守業務
- (3) 予定価格の積算に当たり、見積りによる積算が大半を占め、特に見積徴取の透明性が必要な工事等
- (4) その他企業長が必要と認める工事等

(入札参加意思がある見積依頼先の公募)

第3条 企業団は、該当工事等への入札参加意思の確認に併せて、見積提出の意思を確認するため、企業団ウェブサイト上で公募を行う。

(公募資料)

第4条 公募資料は、「入札参加及び見積提出の意思確認について（依頼）」、「工事概要（案）」、「入札参加及び見積提出の意思確認書」及び「電子入札公告共通事項」で構成する。

- 2 「入札参加及び見積提出の意思確認について（依頼）」には、提出先、問合せ先、提出期限などを記載するものとする。
- 3 「工事概要（案）」には、入札参加希望者が、当該工事への参加意思及び見積提出意思を判断できるように、工事名、施工場所、具体的な予定工事概要、予定工事期間、失格基準価格の有無、発注方式、応募方法及び入札参加資格を記載するものとする。
- 4 公募資料は、審査会又は審査部会での審議を経るものとする。

(入札参加希望者に求める入札参加資格)

第5条 前条第3項における、公募資料の「工事概要(案)」に記載する本方式への入札参加希望者(以下「参加希望者」という。)に求める入札参加資格は、同条第4項の審査会又は審査部会で審議し公募したものから、原則、公告時に変更しないものとする。ただし、参加意思確認により、参加希望者が少なく競争性が低いと判断された場合は、品質確保の観点等から工事等の内容を勘案した上で、入札参加資格を緩和できるものとする。

2 入札参加資格は、次に掲げるものとする。

(1) 共通資格要件

電子入札公告共通事項に記載している事項

(2) 個別資格要件

ア 企業団における当該工事等に必要な登録工種等について、競争入札参加資格を有していること。なお、等級を要件とした場合において、見積等により公告時に変更のおそれがある場合は、その旨を記載しておくこと。

イ 実績予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注の当該工事等に必要な実績を有していること。ただし、前項ただし書に該当する場合、発注機関を問わない等、緩和できるものとする。

ウ 地域要件については、当該工事等の内容により要件とするものとする。ただし、前項ただし書に該当する場合、地域要件を広く設定変更する又は設定しない等、緩和できるものとする。

エ 技術者の資格や実績などについては、当該工事等の内容により要件とするものとする。ただし、前項ただし書に該当する場合、要件を広く設定変更する又は設定しない等、緩和できるものとする。

(確認書の提出)

第6条 参加希望者は、入札参加及び見積提出の意思の有無を示す書類として、第4条第1項に規定する「入札参加及び見積提出の意思確認書」を、所定の提出期限までに提出するものとする。ただし、提出をしなかったことにより、当該工事等への競争入札参加を制限及び不利益な評価をするものではない。

(見積依頼の送付)

第7条 当該工事等に入札参加意思があり、見積提出する意思がある全ての者に、見積りができる参考資料などを添付の上、依頼するものとする。

2 見積りの依頼に当たっては、見積りの妥当性や変更契約が発生する可能性を鑑み、できる限り、機械、労務、材料費等の内訳がわかる見積りとする。また、企業団にお

いて積算基準がある場合は、現場管理費や一般管理費等の諸経費等を含んだ見積りは依頼しないものとする。ただし、基準等がなく、やむを得ず見積りを依頼せざるを得ない場合は、機械、労務、材料費等に含まず、別途項目として、見積りを依頼するものとする。また、適正な工期算出のため、日当たり施工量や機器製作から現地搬入までの日数などが必要な場合は、見積依頼時に併せて依頼するものとする。

- 3 「入札参加及び見積提出の意思確認書」を提出し、見積提出の意思がある旨、表明したにも関わらず、見積りを提出しなかったことにより、当該工事等への競争入札参加を制限及び不利益な評価をするものではない。

(その他)

第8条 この要綱に定める事項のほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。